



料金メニュー表

[低圧]

2024年4月1日実施

楽天エナジー株式会社

Rakuten Energy

(小売電気事業者登録番号：A0388)

目 次

第1条 適 用.....	1
第2条 契 約 種 別.....	1
第3条 プ ラ ン S.....	1
第4条 プ ラ ン M.....	3
第5条 動 力 プ ラ ン.....	4
第6条 そ の 他.....	6
附 則（実施期日）.....	7
別 表.....	8
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	8
2 燃 料 費 調 整.....	8
3 市 場 価 格 調 整.....	10

料金メニュー表 [低圧]

第1条 適用

この料金メニュー表[低圧]（以下「この料金表」といいます。）は、当社の「楽天でんき 電気需給約款[低圧]（以下「需給約款」といいます。）が適用となるお客さまの料金その他の供給条件を定めたものです。

第2条 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	プラン S
	プラン M
動力需要	動力プラン

第3条 プラン S

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款の定めるところによるものといたします。

(3) 料金

2024 年 3 月 31 日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表 A を、2024 年 4 月 1 日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表 B をそれぞれ適用いたします。ただし、供給エリアが沖縄エリアの場合はこの限りではなく、需給約款実施日前後において料金表 C を適用いたします。

① 料金表 A

料金は、供給エリアに応じた従量料金（その 1 月の使用電力量により算定いたします。）および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表 3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないもの）といたします。が 7 円 00 銭未満となる場合は、別表 3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないもの）といたします。が 13 円 00 銭を超える場合には、別表 3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたものといたします。ただし、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が、30 円 00 銭を上回る場合の平均市場価格は 30 円 00 銭といたします。

なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

供給エリア	従量料金単価	
北海道エリア	使用電力量 1 キロワット時につき	46 円 30 銭
東北エリア	使用電力量 1 キロワット時につき	40 円 90 銭

供給エリア	従量料金単価	
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	41円55銭
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	41円40銭
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	39円10銭
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	37円60銭
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	40円90銭
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	41円20銭
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	41円77銭

② 料金表 B

料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が7円00銭未満となる場合は、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が13円00銭を超える場合には、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたものといたします。ただし、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が、30円00銭を上回る場合の平均市場価格は30円00銭といたします。

なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

供給エリア	従量料金単価	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	43円00銭
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	37円40銭
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円85銭
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	37円78銭
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円10銭
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	33円98銭
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	38円70銭
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円20銭
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	38円15銭

③ 料金表 C

料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

供給エリア	従量料金単価	
沖縄エリア	使用電力量1キロワット時につき	44円70銭

第4条 プ ラ ン M

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

(3) 料 金

2024 年 3 月 31 日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表 A を，2024 年 4 月 1 日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表 B をそれぞれ適用いたします。

① 料 金 表 A

料金は，供給エリアに応じた従量料金（その 1 月の使用電力量により算定いたします。）および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，従量料金は，別表 3（市場価格調整）

(1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が 7 円 00 銭未満となる場合は，別表 3（市場価格調整）(5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表 3（市場価格調整）(1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が 13 円 00 銭を超える場合には，別表 3（市場価格調整）(5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたものといたします。ただし，供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が，30 円 00 銭を上回る場合の平均市場価格は 30 円 00 銭といたします。

なお，従量料金単価には，消費税等相当額を含むものといたします。

供 給 エ リ ア	従 量 料 金 単 価	
北 海 道 エ リ ア	使用電力量 1 キロワット時につき	46 円 30 銭
東 北 エ リ ア	使用電力量 1 キロワット時につき	40 円 90 銭
東 京 エ リ ア	使用電力量 1 キロワット時につき	41 円 55 銭
中 部 エ リ ア	使用電力量 1 キロワット時につき	41 円 40 銭
北 陸 エ リ ア	使用電力量 1 キロワット時につき	39 円 10 銭
関 西 エ リ ア	使用電力量 1 キロワット時につき	37 円 60 銭
中 国 エ リ ア	使用電力量 1 キロワット時につき	40 円 90 銭
四 国 エ リ ア	使用電力量 1 キロワット時につき	41 円 20 銭
九 州 エ リ ア	使用電力量 1 キロワット時につき	41 円 77 銭

② 料 金 表 B

料金は，供給エリアに応じた従量料金（その 1 月の使用電力量により算定いたします。）および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，従量料金は，別表 3（市場価格調整）(1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が 7 円 00 銭未満となる場合は，別表 3（市場価格調整）(5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表 3（市場価格調整）(1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が 13 円 00 銭を超える場合には，別表 3（市場価格調整）(5) によって供給エリアごとに算定さ

れた市場価格調整額を加えたものいたします。ただし、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が、30円00銭を上回る場合の平均市場価格は30円00銭といたします。

なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものいたします。

供給エリア	従量料金単価	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	43円00銭
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	37円40銭
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円85銭
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	37円78銭
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円10銭
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	33円98銭
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	38円70銭
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円20銭
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	38円15銭

第5条 動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところによるものいたします。

(3) 料金

2024年3月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、2024年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。

① 料金表A

料金は、基本料金、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものいたします。）が7円00銭未満となる場合は、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものいたします。）が13円00銭を超える場合には、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたものいたします。ただし、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が、30円00銭を上回る場合の平均市場価格は30円00銭といたします。

なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものいたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	695 円 00 銭
---------------	------------

b 従量料金

供給エリア	従量料金単価	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	32 円 80 銭
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	34 円 70 銭
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	32 円 80 銭
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	32 円 40 銭
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	28 円 90 銭
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	28 円 50 銭
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	30 円 40 銭
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	30 円 50 銭
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	30 円 40 銭

② 料金表 B

料金は、基本料金、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表3（市場価格調整）

(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が7円00銭未満となる場合は、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が13円00銭を超える場合には、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたものといたします。ただし、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が、30円00銭を上回る場合の平均市場価格は30円00銭といたします。

なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	695 円 00 銭
---------------	------------

b 従量料金

供給エリア	従量料金単価	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	31 円 40 銭
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	26 円 60 銭
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	26 円 50 銭
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	27 円 73 銭
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	25 円 90 銭
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	23 円 83 銭
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	26 円 40 銭
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	25 円 30 銭
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	25 円 73 銭

第6条 その 他

この料金表において定義のない言葉の意味およびこの料金表に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は、2024年4月1日から実施いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および「回避可能費用単価等を定める告示」により定めます。なお、当社は、当社が適切と判断した方法により、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日（記録型計量器の場合は 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日）までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日（記録型計量器の場合は 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。また、 α 、 β および γ の値は、付表のとおりといたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

なお、基準燃料価格および基準単価は、付表のとおりといたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{付表の基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{付表の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{付表の基準燃料価格}) \times \frac{\text{付表の基準単価}}{1,000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に適用し、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価のお知らせ

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

(4) 付 表

供給エリア	α 、 β および γ の値	基準単価 [1キロワット時につき]	基準燃料価格
沖縄エリア	$\alpha = 0.0065$	27 銭 6 厘	81,800 円
	$\beta = 0.1625$		
	$\gamma = 1.1167$		

3 市場価格調整

(1) 平均市場価格の算定

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 市場価格調整単価

供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格にもとづき、次のとおりといたします。

なお、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭以上となり、かつ、13 円 00 銭以下となる場合の市場価格調整単価は、零円といたします。ただし、料金表 B は供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が、30 円 00 銭を上回る場合の平均市場価格は 30 円 00 銭といたします。

また、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

① 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭未満となる場合

$\text{市場価格調整単価} = (7 \text{ 円 } 00 \text{ 銭} - \text{供給エリアに応じた平均市場価格}) \times (1 + \text{消費税率})$

② 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 13 円 00 銭を超えた場合

$\text{市場価格調整単価} = (\text{供給エリアに応じた平均市場価格} - 13 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (1 + \text{消費税率})$
--

(3) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用し、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)	その年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間

(4) エリアプライスの適用

供給エリアに応じて適用するエリアプライスは、JEPX が公表する値とし、次のとおりといたします。

供給エリア	適用するエリアプライスの名称
北海道エリア	エリアプライス北海道
東北エリア	エリアプライス東北
東京エリア	エリアプライス東京
中部エリア	エリアプライス中部
北陸エリア	エリアプライス北陸
関西エリア	エリアプライス関西
中国エリア	エリアプライス中国
四国エリア	エリアプライス四国
九州エリア	エリアプライス九州

(5) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(6) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、当社が適切と判断した方法により、市場価格調整単価をお客さまにお知らせいたします。

以 上